

2023

DISCLOSURE

【資料編】

令和4年度 アイオー信用金庫の現況

法律で定める開示項目

※数字の前に「事」と記載されている場合は「事業概況編」の該当ページです。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- ① 事業の組織 事3
- ② 理事・監事の氏名及び役職名 事3
- ③ 事務所の名称及び所在地 事19

2. 金庫の主要な事業の内容 事13～14

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- ① 直近の事業年度における事業の概況 事5～6
- ② 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
 - (A) 経常収益 5
 - (B) 経常利益又は経常損失 5
 - (C) 当期純利益又は当期純損失 5
 - (D) 出資総口数及び出資総額 5
 - (E) 純資産額 5
 - (F) 総資産額 5
 - (G) 預金積金残高 5
 - (H) 貸出金残高 5
 - (I) 有価証券残高 5
 - (J) 単体自己資本比率 5
 - (K) 出資に対する配当金 5
 - (L) 職員数 5

③ 直近の2事業年度における事業の状況

(A) 主要な業務の状況を示す指標

- 業務粗利益／業務粗利益率／業務純益／実質業務純益／
コア業務純益／コア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 6
- 資金運用収支／役務取引等収支／特定取引収支（該当ありません）／
その他業務収支 6
- 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高／利息／利回り／
総資金利鞘 5
- 受取利息の増減／支払利息の増減 5
- 総資産経常利益率 6
- 総資産当期純利益率 6

(B) 預金に関する指標

- 流動性預金の平均残高／定期性預金の平均残高／
譲渡性預金の平均残高（該当ありません）／その他の預金の平均残高 7
- 固定金利定期預金の残高／変動金利定期預金の残高／
その他の定期預金の残高 7

(C) 貸出金等に関する指標

- 手形貸付の平均残高／証書貸付の平均残高／
当座貸越の平均残高／割引手形の平均残高 8
- 固定金利の貸出金残高／変動金利の貸出金残高 8
- 担保の種類別貸出金残高／担保の種類別債務保証の見返額 9
- 使途別貸出金残高 8
- 業種別貸出金残高／貸出金の総額に占める割合 8
- 預貸率の期末値／預貸率の期中平均値 6

(D) 有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別の平均残高（該当ありません）
- 有価証券の種類別の残高 10
- 預証率の期末値／預証率の期中平均値 11
- 有価証券の残存期間別残高 11

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ① リスク管理の態勢 13
- ② 法令等の遵守態勢 13～14
- ③ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 25
- ④ 金融ADR制度への対応 14

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- ① 貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書 1～4
- ② 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (A) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 12
 - (B) 危険債権 12
 - (C) 三月以上延滞債権 12
 - (D) 貸出条件緩和債権 12
- ③ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (A) 有価証券 10
 - (B) 金銭の信託（該当ありません）
 - (C) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）
（該当ありません）

- ④ 貸倒引当金の期末残高／貸倒引当金の期中の増減額 9

- ⑤ 貸出金償却額 9

- ⑥ 貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書について会計監査人の
監査を受けている場合はその旨 2

6. 金融再生法開示債権 12

7. 自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

- (A) 定性的な開示事項 17～18
- (B) 自己資本の構成に関する開示事項 19
- (C) 定量的な開示事項 20～24

※連結すべき子会社等は該当ありません。

計数は単位未満を切り捨てて表示しています。

第95期決算のご報告

貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	令和4年3月末	令和5年3月末
現金	3,200	3,256
預け金	54,971	47,184
買入金銭債権	141	107
金銭の信託	—	—
有価証券	103,636	103,598
国債	26,084	24,355
地方債	4,209	4,179
社債	46,376	49,402
株式	205	139
その他の証券	26,760	25,521
貸出金	182,896	179,306
割引手形	1,726	1,728
手形貸付	10,091	10,645
証書貸付	164,051	160,153
当座貸越	7,026	6,777
その他の資産	1,945	1,929
未決済為替貸	78	84
信金中金出資金	1,277	1,277
前払費用	25	39
未収収益	282	304
その他の資産	282	223
有形固定資産	2,415	2,519
建物	1,106	1,078
土地	956	956
リース資産	74	154
その他の有形固定資産	277	330
無形固定資産	64	69
ソフトウェア	23	33
リース資産	25	19
その他の無形固定資産	16	16
繰延税金資産	344	343
債務保証見返	634	473
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△1,819 (△1,080)	△2,193 (△1,262)
資産の部合計	348,431	336,596

負債の部	令和4年3月末	令和5年3月末
預金積金	322,610	323,730
当座預金	4,034	4,508
普通預金	167,153	174,760
貯蓄預金	376	356
通知預金	4	24
定期預金	141,792	135,882
定期積金	7,511	6,820
その他の預金	1,737	1,377
借入金	10,000	—
借入金	10,000	—
その他の負債	759	904
未決済為替借	117	130
未払費用	109	96
給付補填備金	2	1
未払法人税等	23	63
前受収益	81	83
払戻未済金	18	10
払戻未済持分	1	2
職員預り金	186	200
リース債務	100	183
資産除去債務	41	41
その他の負債	79	89
賞与引当金	127	123
退職給付引当金	650	593
役員退職慰労引当金	127	119
睡眠預金払戻損失引当金	20	15
偶発損失引当金	32	31
再評価に係る繰延税金負債	12	12
債務保証	634	473
負債の部合計	334,977	326,003
純資産の部		
出資金	1,700	1,690
普通出資金	1,700	1,690
利益剰余金	11,964	12,258
利益準備金	1,815	1,815
その他利益剰余金	10,148	10,442
特別積立金	7,000	7,000
当期末処分剰余金	3,148	3,442
処分未済持分	△0	—
会員勘定合計	13,664	13,948
その他有価証券評価差額金	△243	△3,388
土地再評価差額金	33	33
評価・換算差額等合計	△210	△3,355
純資産の部合計	13,454	10,593
負債及び純資産の部合計	348,431	336,596

■ 損益計算書

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
経常収益	4,235	4,189
資金運用収益	3,659	3,644
貸出金利息	2,585	2,530
預け金利息	78	81
有価証券利息配当金	962	999
その他の受入利息	33	32
役務取引等収益	382	386
受入為替手数料	182	171
その他の役務収益	200	215
その他業務収益	87	77
外国為替売買益	0	0
国債等債券売却益	47	32
その他の業務収益	40	44
その他経常収益	104	81
償却債権取立益	35	48
株式等売却益	19	25
金銭の信託運用益	0	—
その他の経常収益	49	7
経常費用	3,932	3,717
資金調達費用	16	13
預金利息	14	11
給付補填備金繰入額	0	0
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	342	342
支払為替手数料	62	52
その他の役務費用	279	290
その他業務費用	74	4
国債等債券売却損	5	0
国債等債券償還損	61	—
その他の業務費用	7	3
経費	2,850	2,862
人件費	1,846	1,876
物件費	935	912
税金	68	73
その他経常費用	647	494
貸倒引当金繰入額	535	459
貸出金償却	77	0
株式等売却損	8	—
その他資産償却	—	0
その他の経常費用	26	34
経常利益	302	472
特別損失	0	21
固定資産処分損	0	1
減損損失	—	19
税引前当期純利益	302	450
法人税、住民税及び事業税	50	122
法人税等調整額	11	0
法人税等合計	62	122
当期純利益	240	328
繰越金(当期首残高)	2,908	3,114
当期末処分剰余金	3,148	3,442

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
未処分剰余金	3,148,498	3,442,614
剰余金処分額	33,901	33,806
普通出資に対する配当金	33,901	33,806
繰越金(当期末残高)	3,114,597	3,408,808

令和4年6月22日開催の第101回通常総代会及び、令和5年6月26日開催の第102回通常総代会で承認を得た、令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月26日

アイオー信用金庫
理事長 清水 克美

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法によっております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年	その他	3年～20年
-----	--------	-----	--------

 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、729百万円を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された2つの企業年金制度（総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しております。
総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該年金制度は第1給付部分（共通給付部分）と第2給付部分（事業所給付部分）とで構成されております）
なお、それぞれの企業年金制度全体（連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ）の直近の積立状況及び制度全体（連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ）の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)総合設立型厚生年金基金
①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在）0.2548%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円（及び年金財政計算上の別途積立金95,760百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、特別掛金48百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
(2)連合設立型確定給付企業年金基金（第1給付部分）
①第1給付部分の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	82百万円
年金財政計算上の数理債務額	74百万円
差引額	7百万円

②第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月分）4.2492%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は平成22年4月から期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金0百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
16. 役務信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
17. 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	2,193百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。	

- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における個別貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- | | |
|--------|--------|
| 繰延税金資産 | 343百万円 |
|--------|--------|
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- | | |
|---|-------------|
| 18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 | 408百万円 |
| 19. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,959百万円 |
| 20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン端末機、出納機器、車輛等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払いの全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。 | |
| 破綻更生債権並びにこれらに準ずる債権額 | 3,008百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 900百万円 |
| 危険債権額 | 4,280百万円 |
| 合計額 | 8,188百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 | |
| 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 | |
| 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 | |
| 貸出条件緩和債権は、債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 | |
| なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 | |
| 22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,728百万円であります。 | |
| 23. 担保に供している資産 | |
| 担保に供している資産 | 担保資産に対応する債務 |
| 預け金 | 6百万円 |
| 預金 | 2,180百万円 |
| 有価証券 | 15,188百万円 |
| 上記のほか、為替決済及び当座貸越等の取引の担保として、預け金5,500百万円を差し入れております。 | |
| 24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出 | |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | △20百万円 |
| 25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務額は150百万円であります。 | |
| 26. 出資1口当たりの純資産額 | 3,133円41銭 |
| 27. 金融商品の状況に関する事項 | |
| (1)金融商品に対する取組方針 | |
| 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。 | |
| このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。 | |
| (2)金融商品の内容及びそのリスク | |
| 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。 | |
| また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。 | |
| これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 | |
| 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。 | |
| また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。 | |
| (3)金融商品に係るリスク管理体制 | |
| ①信用リスクの管理 | |
| 当金庫は、融資事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。 | |
| これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。 | |
| さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。 | |
| 有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 | |
| ②市場リスクの管理 | |
| (i)金利リスクの管理 | |
| 当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。 | |
| リスク管理に関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し、月次ベースで常勤理事会及び理事会に報告しております。 | |
| 日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを定期的に行っております。 | |
| (ii)為替リスクの管理 | |
| 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。 | |
| (iii)価格変動リスクの管理 | |
| 有価証券を含む市場運用商品の保有については、四半期毎に作成する余資運用方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。 | |
| このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 | |
| 経営企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 | |
| これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会へ定期的に報告するとともに、必要に応じて担当理事より理事会等へも報告しております。 | |
| (iv)市場リスクに係る定量的情報 | |
| 当金庫では、金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 | |

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で6,325百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (※1)	47,184	47,289	104
(2) 有価証券	103,580	103,559	△21
満期保有目的の債券	1,150	1,128	△21
その他有価証券 (※3)	102,430	102,430	—
(3) 貸出金 (※1)	179,306		
貸倒引当金 (※2)	△2,193		
	177,113	179,000	1887
金 融 資 産 計	327,878	329,849	1,971
(1) 預金積金 (※1)	323,730	323,598	△132
金 融 負 債 計	323,730	323,598	△132

(※1)預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の評価方法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

当金庫保証付私算債は、将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスク等を考慮した割引率で割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

要求預金金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※)	18
合 計	18

(※)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (※1)	24,306	5,000	2,700	5,000
有価証券 (※1)	4,521	24,961	24,822	42,042
満期保有目的の債券	—	1,150	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	4,521	23,811	24,822	42,042
貸出金 (※2)	32,288	56,956	41,873	39,143
合 計	61,115	86,917	69,395	86,185

(※1) 預け金及び有価証券のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (※)	108,278	31,837	62	410
合 計	108,278	31,837	62	410

(※) 預金積金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

(単位:百万円)			
満期保有目的の債券	種 類	貸借対照表計上額	時 価
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	500	502
	小 計	500	502
	債 券	150	149
	社債	150	149
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	500	477
	小 計	650	626
		1,150	1,128
	合 計		△21

(単位:百万円)			
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	25	19
	債 券	21,005	20,305
	国債	7,101	6,666
	地方債	3,321	3,177
	社債	10,582	10,461
	その他	6,005	5,539
	小 計	27,036	25,864
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	96	129
	債 券	56,781	60,065
	国債	17,253	18,842
	地方債	858	880
	社債	38,669	40,342
	その他	18,516	19,758
	小 計	75,394	79,954
合 計		102,430	105,819

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	97	0	—
債 券	4,440	32	0
国 債	3,938	29	—
地方債	—	—	—
社 債	502	3	0
そ の 他	779	25	—
合 計	5,317	57	0

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,398百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のもの

が8,640百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸出金有税償却額	201百万円
退職給付当金損金算入限度超過額	164百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	349百万円
その他	223百万円
繰延税金資産小計	938百万円
評価性引当額	△589百万円
繰延税金資産合計	349百万円

繰延税金負債

その他	5百万円
繰延税金負債合計	5百万円
繰延税金資産の純額	343百万円

33. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更による財務諸表への影響はありません。

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 96円69銭
- 「その他の経常収益」には睡眠預金払戻損失引当金戻入5百万円、偶発損失引当金戻入1百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には責任共有制度費用30百万円を含んでおります。
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

資産のグルーピングについては、営業用店舗は営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額19百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
前橋市	営業店舗1箇所	建物等	19

6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などに一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

営業の状況

■ 主要経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預金積金残高	293,823	298,859	319,614	322,610	323,730
貸出金残高	182,373	182,552	190,832	182,896	179,306
有価証券残高	78,185	87,012	99,777	103,636	103,598
純資産額	14,759	14,087	14,286	13,454	10,593
総資産額	311,141	315,553	336,493	348,431	336,596
経常収益	4,327	4,574	4,488	4,235	4,189
経常費用	4,029	4,309	4,250	3,932	3,717
経常利益	297	265	237	302	472
当期純利益	232	208	219	240	328
単体自己資本比率	8.88%	8.91%	9.62%	10.11%	10.71%
常勤役員数	8	7	7	6	6
職員数	297	291	281	274	268
計	305	298	288	280	274
(期中平均)	(319)	(315)	(302)	(290)	(285)

※ 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(単位:出資に対する配当金額 百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
出資総額	1,761	1,740	1,708	1,700	1,690
個人	1,306	1,256	1,224	1,218	1,215
法人	454	483	484	481	474
出資総口数	3,522,778	3,481,067	3,417,732	3,400,865	3,380,710
出資会員数	23,363	23,110	22,959	22,603	22,214
個人	19,798	19,571	19,372	19,039	18,674
法人	3,565	3,539	3,587	3,564	3,540
出資に対する配当金額	35	34	34	33	33
出資配当率 (出資1口当たり)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)

■ 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回

	平均残高(百万円)		受取利息・支払利息(千円)				利 回	
			前期比増減(千円)					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 勘 定	344,228	342,943	3,659,881	3,644,184	△72,151	△15,697	1.06%	1.06%
う ち 貸 出 金	186,631	182,370	2,585,050	2,530,535	△89,742	△54,515	1.38%	1.38%
う ち 預 け 金	57,578	52,730	78,781	81,364	17,907	2,582	0.13%	0.15%
うち有価証券	98,584	106,442	962,959	999,494	18	36,534	0.97%	0.93%
う ち そ の 他	1,433	1,400	33,089	32,790	△334	△299	2.30%	2.34%
資 金 調 達 勘 定	334,525	333,195	16,467	13,287	△10,127	△3,179	0.00%	0.00%
うち預金積金	325,806	331,468	15,482	12,332	△10,096	△3,149	0.00%	0.00%
う ち 借 用 金	8,520	1,534	—	—	—	—	—	—
う ち そ の 他	198	192	984	954	△30	△30	0.49%	0.49%

※ 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高及び金銭の信託を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合い額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

■ 業務粗利益

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	3,659	3,644
資金調達費用	16	13
資金運用利益	3,643	3,630
役務取引等収益	382	386
役務取引等費用	342	342
役務取引等利益	40	44
その他業務収益	87	77
その他業務費用	74	4
その他業務利益	12	72
業務粗利益	3,696	3,748
業務粗利益率	1.07%	1.09%

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度、令和4年度ともに該当なし)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 業務純益

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	582	709
実質業務純益	862	901
コア業務純益	882	870
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	775	755

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ その他業務利益の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
その他業務収益	87,486	77,356
外国為替売買益	358	292
国債等債券売却益	47,075	32,551
その他の業務収益	40,052	44,512
その他業務費用	74,870	4,614
国債等債券売却損	5,480	937
国債等債券償還損	61,811	—
その他の業務費用	7,579	3,677
その他業務利益	12,615	72,741

■ 諸比率

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.08%	0.13%
総資産当期純利益率	0.06%	0.09%
資金運用利回	1.06%	1.06%
資金調達原価率	0.85%	0.85%
総資金利鞘	0.21%	0.21%
末残預貸率	56.69%	55.38%
平残預貸率	57.28%	55.01%

※ 総資産経常(当期純)利益率(または損失率) = $\frac{\text{経常(当期純)利益(または損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■ 経費の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
人件費	1,846,827	1,876,226
報酬給料手当	1,446,886	1,474,765
退職給付費用	177,346	180,511
その他	222,595	220,949
物件費	935,418	912,627
事務費	359,801	364,557
旅費・交通費	118	329
通信費	35,723	37,548
事務機械賃借料	24,772	23,945
事務委託費	228,493	224,724
その他事務費	70,692	78,009
固定資産費	220,111	207,422
土地建物賃借料	58,364	58,583
保全管理費	120,284	110,257
その他固定資産費	41,463	38,581
事業費	60,430	74,445
広告宣伝費	23,279	28,548
交際費・寄贈費・諸会費	19,042	21,547
その他の事業費	18,107	24,349
人事厚生費	12,832	23,129
減価償却費	187,465	196,096
その他	94,778	46,975
税金	68,551	73,689
合計	2,850,797	2,862,542

預金積金

科目別預金残高

(単位:百万円)

	平均残高		期末残高		期末残高構成比	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
流動性預金	174,128	181,142	171,569	179,650	53.1%	55.4%
当座預金	4,179	4,152	4,034	4,508	1.2%	1.3%
普通預金	169,556	176,617	167,153	174,760	51.8%	53.9%
貯蓄預金	384	362	376	356	0.1%	0.1%
通知預金	8	10	4	24	0.0%	0.0%
定期性預金	150,666	149,266	149,304	142,702	46.2%	44.0%
定期預金	142,729	142,179	141,792	135,882	43.9%	41.9%
固定金利定期預金	142,715	142,166	141,779	135,869	43.9%	41.9%
変動金利定期預金	13	12	12	12	0.0%	0.0%
その他	0	0	0	0	0.0%	0.0%
定期積金	7,936	7,086	7,511	6,820	2.3%	2.1%
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他預金	1,011	1,059	1,737	1,377	0.5%	0.4%
合計	325,806	331,468	322,610	323,730	100.0%	100.0%
会員			98,844	98,990	30.6%	30.6%
会員外			223,765	224,740	69.4%	69.4%

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
個人預金	258,175	258,264
法人預金	64,434	65,465
一般法人	52,517	52,109
金融機関	56	54
公金	11,860	13,301
合計	322,610	323,730

財形貯蓄の残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
件数	219	203
金額	425	438

為替

内国為替期中取扱金額

(単位:億円)

		令和3年度	令和4年度
送金・振込為替	送った分	1,899	2,120
	受けた分	2,467	2,664
代金取立	送った分	54	29
	受けた分	25	16
合計		4,447	4,831

貸出金

科目別貸出金残高

(単位:百万円)

	平均残高		期末残高		期末残高構成比	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
割引手形	1,728	1,623	1,726	1,728	0.9%	0.9%
手形貸付	10,788	10,003	10,091	10,645	5.5%	5.9%
証書貸付	167,483	163,724	164,051	160,153	89.6%	89.3%
当座貸越	6,630	7,019	7,026	6,777	3.8%	3.7%
合計	186,631	182,370	182,896	179,306	100.0%	100.0%
固定金利貸付			97,989	95,337	53.5%	53.1%
変動金利貸付			84,906	83,968	46.4%	46.8%

業種別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	24,057	13.1%	22,564	12.5%
農業、林業	52	0.0%	55	0.0%
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	58	0.0%	43	0.0%
建設業	12,646	6.9%	12,305	6.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	3,068	1.6%	2,906	1.6%
情報通信業	90	0.0%	98	0.0%
運輸業、郵便業	9,717	5.3%	9,128	5.0%
卸売業、小売業	9,749	5.3%	9,216	5.1%
金融業、保険業	9,344	5.1%	9,197	5.1%
不動産業	25,663	14.0%	24,586	13.7%
物品賃貸業	538	0.2%	499	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	752	0.4%	747	0.4%
宿泊業	638	0.3%	617	0.3%
飲食業	1,859	1.0%	1,726	0.9%
生活関連サービス業、娯楽業	1,463	0.7%	1,429	0.7%
教育、学習支援業	474	0.2%	450	0.2%
医療、福祉	6,102	3.3%	5,422	3.0%
その他のサービス	5,331	2.9%	5,452	3.0%
小計	111,610	61.0%	106,447	59.3%
地方公共団体	21,023	11.4%	23,128	12.8%
個人(住宅・消費・納税資金等)	50,262	27.4%	49,730	27.7%
住宅ローン	42,484	84.5% (2)	41,941	84.3% (2)
合計	182,896	100.0%	179,306	100.0%
会員	148,061	80.9%	142,519	79.4%
会員外	34,835	19.0%	36,786	20.5%
設備資金残高	91,515	50.0%	88,086	49.1%
運転資金残高	91,380	49.9%	91,219	50.8%

(注) 1. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 住宅ローン欄の構成比は、個人貸付残高に占める割合です。

貸出金

■ 担保別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
当 金 庫 預 金 積 金	4,390	4,240
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	37,939	37,233
そ の 他	487	474
信用保証協会・信用保険	47,802	48,078
保 証	29,661	27,648
信 用	62,614	61,630
合 計	182,896	179,306

■ 担保別債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
当 金 庫 預 金 積 金	2	2
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	55	2
そ の 他	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	41	0
信 用	535	468
合 計	634	473

■ 代理貸付残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
信 金 中 央 金 庫	535	436
(株)日本政策金融公庫	5	3
(独)中小企業基盤整備機構	0	0
(独)住宅金融支援機構	2,428	2,104
(独)福祉医療機構	57	82
合 計	3,027	2,627

■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	459	739	—	459	739	739	931	—	739	931
個 別 貸 倒 引 当 金	1,132	1,080	307	825	1,080	1,080	1,262	86	994	1,262
合 計	1,591	1,819	307	1,284	1,819	1,819	2,193	86	1,733	2,193

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	77	0

■ 貸出運営についての考え方

当金庫は、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命のもと、中小企業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕をビジョンに掲げております。

したがって、当金庫の融資業務の特徴は、特定業種のお客さまや大口先等、一部の顧客に偏ることなく、会員である地域の中小企業や個人の皆さまを対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。

さらに「地元のソリューションをミライへ。5Sを掲げ、地域貢献するしんぎんを目指します。」を標榜する当金庫といたしましては、住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等各種個人ローン、運転・設備資金、制度融資や代理貸付等、豊富な金融商品を取り揃え、幅広いお客さまの多様な資金ニーズにきめ細かくお応えできるよう鋭意努めております。

また、個々の融資に際しては、お客さまの信用状況や事業計画の妥当性等十分に検討させていただき、厳正な審査を行うことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に努めております。

有価証券

■ 有価証券の種類別残高

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	1,000	1,013	13	500	502	2
	小 計	1,000	1,013	13	500	502	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	150	149	△0	150	149	△0
	社 債	150	149	△0	150	149	△0
	そ の 他	500	482	△17	500	477	△22
	小 計	650	631	△18	650	626	△23
合 計		1,650	1,644	△5	1,150	1,128	△21

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	23	19	4	25	19	5
	債 券	31,531	30,456	1,075	21,005	20,305	700
	国 債	9,614	8,977	636	7,101	6,666	435
	地方債	3,739	3,541	198	3,321	3,177	144
	社 債	18,178	17,937	240	10,582	10,461	120
	そ の 他	12,001	11,288	712	6,005	5,539	465
	小 計	43,557	41,765	1,792	27,036	25,864	1,171
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	163	227	△63	96	129	△33
	債 券	44,988	46,365	△1,376	56,781	60,065	△3,284
	国 債	16,470	17,346	△876	17,253	18,842	△1,588
	地方債	470	470	△0	858	880	△22
	社 債	28,048	28,547	△499	38,669	40,342	△1,672
	そ の 他	13,258	13,854	△595	18,516	19,758	△1,242
	小 計	58,411	60,446	△2,035	75,394	79,954	△4,560
合 計		101,968	102,212	△243	102,430	105,819	△3,388

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	18	18
合 計	18	18

■商品有価証券及び有価証券の含み(損)益

1. 当金庫においては、商品有価証券の取り扱いはありません。
2. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価とし、非上場有価証券については帳簿価額としております。

有価証券

有価証券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和3年度	国債	2,161	1,663	—	—	—	22,259	—	26,084
	地方債	155	310	310	310	2,318	803	—	4,209
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	4,190	7,648	5,152	5,268	8,230	15,885	—	46,376
	株式	—	—	—	—	—	—	205	205
	外国証券	601	5,408	2,613	4,251	906	5,130	—	18,911
	その他の証券	—	2,052	237	427	1,788	—	3,341	7,848
令和4年度	国債	—	1,654	—	—	1,892	20,808	—	24,355
	地方債	153	306	306	1,349	1,434	629	—	4,179
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	1,772	9,089	6,671	5,764	9,589	16,514	—	49,402
	株式	—	—	—	—	—	—	139	139
	外国証券	2,596	3,394	3,538	3,035	1,756	4,897	—	19,218
	その他の証券	230	390	553	—	1,509	—	3,620	6,303

※ 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の種類別平均残高・期末残高

(単位:百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
国債	債	21,087	26,084	27,618	24,355
地方債	債	4,117	4,209	3,965	4,179
短期社債	債	—	—	—	—
社債	債	46,086	46,376	48,595	49,402
株式	債	307	205	260	139
外国証券	債	19,078	18,911	19,623	19,218
その他の証券	債	7,906	7,848	6,379	6,303
合計	債	98,584	103,636	106,442	103,598

※ 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

預証率

	令和3年度	令和4年度
末残預証率	32.12%	32.00%
平残預証率	30.25%	32.11%

金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引 (信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当ありません。

信用金庫法開示債権・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a－c)
令和3年度	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,393	2,393	1,735	657	100.00%	100.00%
	危険債権	4,427	3,698	3,275	423	83.53%	36.72%
	要管理債権	930	393	98	295	42.30%	35.48%
	三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	930	393	98	295	42.30%	35.48%
	小計 (A)	7,750	6,484	5,108	1,375	83.67%	52.09%
	正常債権 (B)	176,030					
総与信残高(A)+(B)		183,781					
令和4年度	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,008	3,008	1,929	1,079	100.00%	100.00%
	危険債権	4,280	3,808	3,626	182	88.99%	27.96%
	要管理債権	900	568	132	436	63.14%	56.77%
	三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	900	568	132	436	63.14%	56.77%
	小計 (A)	8,188	7,385	5,687	1,698	90.19%	67.89%
	正常債権 (B)	171,840					
総与信残高(A)+(B)		180,029					

(注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

リスク管理態勢・法令等遵守態勢

■ リスク管理態勢

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、経営全般にわたるリスク管理の徹底に万全を期するため、次のような施策に取組み健全経営・堅実経営に鋭意努力しております。

- 1. 「リスク管理の基本方針」を制定し、各リスク管理方針を定めて基本姿勢及び各部門の役割や業務部門の責務を明確にしております。
- 2. リスク管理態勢は、直面するリスクをコントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに大別するとともに、次の8項目に区分しそれぞれの管理部門でリスク管理の対応を図っております。

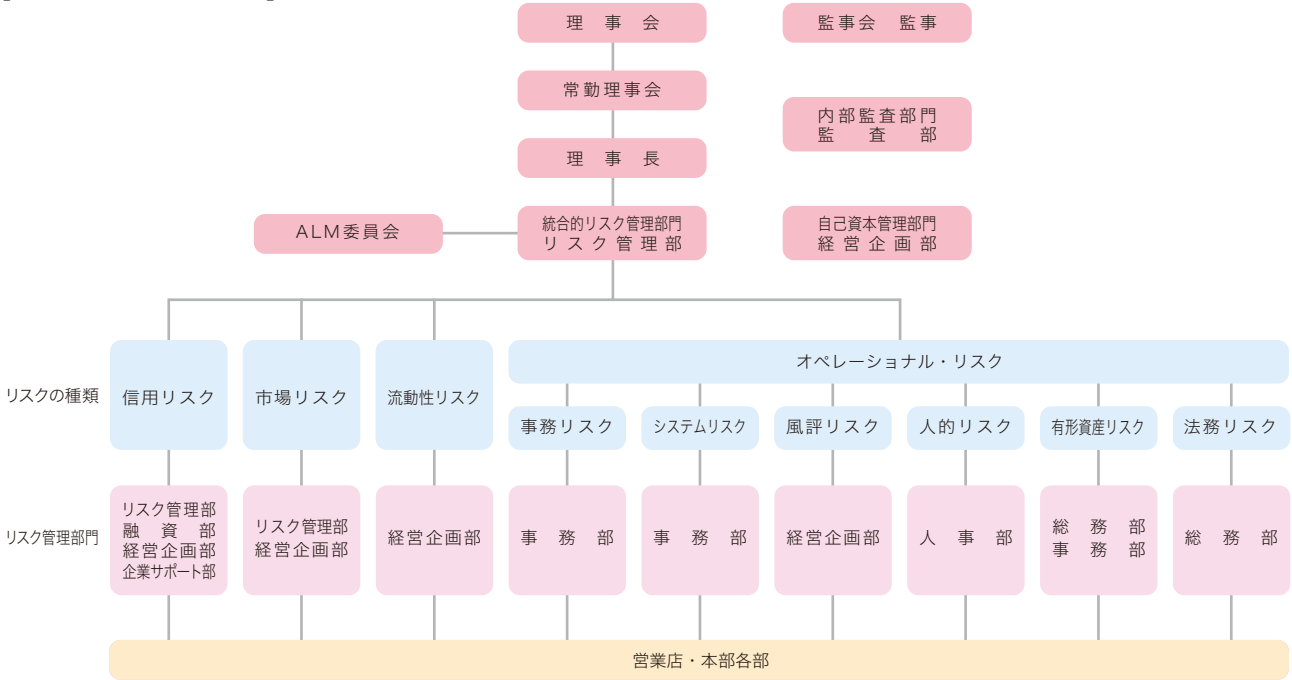
統合的リスク管理	リスク管理部
(1)信用リスク	リスク管理部・融資部・経営企画部・企業サポート部・営業部
(2)市場リスク、流動性リスク	リスク管理部・経営企画部
(3)事務リスク	事務部・本部各部
(4)システムリスク	事務部
(5)法務リスク	総務部
(6)風評リスク	経営企画部
(7)人的リスク	人事部
(8)有形資産リスク	総務部・事務部

各管理部門は、「リスク管理の基本方針」並びに「各リスクの管理方針」に基づいて管理規程等の整備を推進しております。

また、リスク管理に関連し、「ALM委員会」を設置し、リスクをコントロール又は極小化するため鋭意努力しております。

- 3. リスク管理の機能を強化するために、管理手法の更なる開発や各業務部門によるリスクに関する研修・説明会・臨店指導等を通じて、職員の管理能力及び事務レベルの向上を目指しております。

【統合的リスク管理態勢】



■ 法令等遵守態勢

当金庫は、役職員一人ひとりが公共的使命を自覚するとともに、社会人としての健全な常識やより高い企業倫理を併せ持って業務を行い、社会的責任を果たしていくことが重要との認識に立ち、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ取組んでおります。

具体的には、理事会において制定した「アイオー信用金庫行動綱領」・「コンプライアンス態勢を確立するための基本方針」に基づき、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し推進しております。

さらに「倫理行動基準」を制定し、職員の行動基準として各自が携行することにより、コンプライアンス意識のより一層の醸成を図っております。

アイオー信用金庫行動綱領

- 1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
- 2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- 3. 法令やルールの厳格な遵守
- 4. 地域社会とのコミュニケーション
- 5. 従業員の人權の尊重
- 6. 環境問題への取組み
- 7. 社会貢献活動への取組み
- 8. 反社会的勢力の排除

倫理行動基準

- 1. 法律・規則を守ります。
- 2. お客さまとの約束を守ります。
- 3. 差別意識や偏見は持ちません。
- 4. 職務上知り得た情報は絶対に漏らしません。
- 5. 公私混同はいたしません。
- 6. 『三ない』(嘘をつかない、隠し事をしない、見て見ぬふりをしない)を実践いたします。

コンプライアンス・プログラム

1. 規程等整備の実施計画

2. 内部統制の実施計画

(1) 内部管理態勢

- ①コンプライアンスの統括は、総務部が担当しております。
- ②また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する協議を行っております。
- ③コンプライアンス担当者の配置
コンプライアンス態勢を効果的に機能させるため、各業務部門及び営業店にコンプライアンス担当者を配置しております。
- ④各業務部門の役割
各業務部門は、適切な業務処理が遂行されるよう、法令・規程・庫内文書等に準拠した業務処理の内部統制を適格に行っております。
- ⑤マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を推進
マネー・ローンダリングに関する基本方針(ポリシー)や態勢整備計画を策定し、鋭意推進しております。

(2) 検査・検証機能

- ①各業務部門及び営業店において、自主点検のための自店検査を行っております。また、年2回全役職員がコンプライアンス・チェックリストによる自己チェックを行っております。
- ②監査部は、各業務部門及び営業店のコンプライアンスが、適切に遵守されているか否かを監査することとしております。
- ③監事はその独立性を確保し、役員に対する業務監査・会計監査等その職務の遂行並びにコンプライアンスの遵守状況を監査するため、法令等規則に則った権限を実行し、業務の健全化に必要な措置を講ずるなど適切に対応しております。

3. 研修・啓蒙活動の実施計画

役員が、職員の研修会等に積極的に関与し、反復継続してコンプライアンスの徹底を図っております。

内部通報制度

コンプライアンスに関する相談窓口として「総合相談委員会」を設置し、内部牽制機能を強化しております。

反社会的勢力への対応

当金庫では、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、当座預金や普通預金等の預金規定及び貸金庫規定並びに、信用金庫取引約定書をはじめとする融資関係の契約書に、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項(暴力団排除条項)を導入しております。

また、新たに取り引をお申し込みいただいた際に、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いしております。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、お取引のある営業店若しくは当金庫お客様相談室(電話:0120-200-157若しくは0270-30-5026)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日(9時～17時)に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに群馬弁護士会(10時～17時、電話:027-234-9321)の紛争解決センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

顧客保護等管理態勢

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けた継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要する取引や商品について、そのご理解や知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
 2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公平・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
 3. 当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益が保護されるよう努めてまいります。
 4. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 5. 当金庫は、当金庫が行う業務を外部に委託する場合には、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
- ※ 本方針において、「お客さま」とは、当金庫とお取引されている方及び当金庫とお取引しようとしている方をいいます。
- ※ 本方針において、「お客さまへの説明を要する取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引をいいます。

個人情報保護宣言（抜粋）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護等に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報等の取得・利用について

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

2. 個人情報等の利用目的

お客さまの個人情報等の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者様がご本人であること等を確認させていただいたうえで遅滞なくお答えします。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます。）にて同意をいただくこととします。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し出について

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理等に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申立てにつきましては、当金庫お客さま相談室までご連絡ください。

詳細は、当金庫のホームページの他、店頭備え置きパンフレットをご覧ください。

顧客への説明態勢の整備・相談苦情対応機能の強化

1. 当金庫では、与信取引に関する説明態勢に係る内部規則徹底のため、庫内研修を実施し職員への周知を図っております。
 2. お客さまからの相談や苦情は、総務部コンプライアンス課（お客様相談室）が一元対応しております。
 - (1) 相談・苦情の内容を関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則に照らして検証し、その結果を研修等で職員に周知し業務の改善を図っております。
 - (2) 相談・苦情に関する関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則について検証し、規程等の制定・改廃を図っております。
 - (3) 相談・苦情は定期的にコンプライアンス委員会に報告され、役員・本部各部長もその内容を把握し、お客さまの声を金庫全体で受け止めております。
- なお、お客さまからのご意見・苦情等は、お取引店舗もしくはお客様相談室までお申し出ください。

アイオー信用金庫 お客様相談室 【受付時間】当金庫営業日（9時～17時）

●0120-200-157（フリーダイヤル） ●0270-30-5026（ダイヤルイン）

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	118

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」93百万円、「退職慰労金」24百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

バーゼルⅢ第3の柱による定性的な開示事項

■ 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・発行主体：アイオー信用金庫
- ・資本調達手段の種類：普通出資
- ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,690百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の横上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度の導入や、厳格な自己査定を実施しております。また信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク管理システムにて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理部門やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「与信に係る資産償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・法人向けエクスポージャー ○ 格付投資情報センター(R&I) ○ 日本格付研究所(JCR) ○ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
○ S&Pグローバル・レーティング ○ フィッチ・レーティングスリミテッド
- ・金融機関向けエクスポージャー ○ カントリー・リスク・スコア

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の申し込みに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、金庫が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として住宅融資保険、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府保証と同様、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品の直接取引及び長期決済期間取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては該当ありません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーにつきましては、経営企画部が半期ごとに以下の事項について購入先から情報を収集し、リスク管理部に報告しております。リスク管理部は、経営企画部からの報告の内容を確認し、必要に応じ信用補充の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。また、証券化エクスポージャーにつきましては、余資運用規程の中で、その運用・管理の体制を整備しております。

- ① 保有する証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性
- ② 保有する証券化エクスポージャーの裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンス
- ③ 保有する証券化エクスポージャーにかかる証券化取引の構造上の特性

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産にかかる証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

(6) 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- 格付投資情報センター(R&I) ○ 日本格付研究所(JCR) ○ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- S&Pグローバル・レーティング ○ フィッチ・レーティングスリミテッド

(9) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生じることから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価・計測しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に依拠してALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しても、「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定の金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の経済価値や、金融資産・負債から得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。

当金庫は、保有するすべての金利感応資産・負債を管理対象として金利リスクを計測し、適切なリスクコントロールを図ることとしております。金利リスクの計測については、 Δ EVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)、 Δ NII(金利変動に伴う純金利収入の変化量)、VaR(バリュー・アット・リスク)、BPV(ベース・ポイント・バリュー)といった金利リスク指標を用いており、リスク管理部が月次でALM委員会及び常勤理事会に報告し適切に管理しているほか、自己資本に照らし許容可能な水準に収まっているかどうかモニタリングしております。

なお、金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却、あるいはヘッジ取引により対応する方針としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- c. 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- d. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- e. 複数の通貨の集計方法及びその前提
 Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算して集計しております。
- f. スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- g. 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- h. 前事業年度の開示からの変動に関する説明
金利リスクうち、 Δ EVE(最大値:上方パラレルシフト)については、301百万円増加し9,215百万円となりました。 Δ NIIは、下方パラレルシフト時に前事業年度比10百万円減少し34百万円となりました。

② 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- a. 金利ショックに関する説明
自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に検証しております。
- b. 金利リスクの計測の前提及びその意味
統合的リスク管理の枠組みの中で、金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測しております。
また、VaR法に基づく市場リスク量が、リスクカテゴリー毎に配賦されたリスク資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングすることで健全性を確保しております。

■ 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

バーゼルⅢ第3の柱による自己資本の構成に関する開示事項

■ I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,630	13,914
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,700	1,690
うち、利益剰余金の額	11,964	12,258
うち、外部流出予定額(△)	33	33
うち、上記以外に該当するものの額	△0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	739	931
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	739	931
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4	2
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	14,373	14,848
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	46	50
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	50
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	46	50
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ)	14,327	14,797
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	134,475	130,942
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,379	△1,379
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	45	45
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,179	7,140
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	141,654	138,082
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	10.11%	10.71%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	134,475	5,379	130,942	5,237
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	129,443	5,177	126,216	5,048
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	81	3	81	3
我が国の政府関係機関向け	564	22	781	31
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,239	529	13,751	550
法人等向け	47,119	1,884	45,703	1,828
中小企業等向け及び個人向け	35,347	1,413	35,257	1,410
抵当権付住宅ローン	6,069	242	5,536	221
不動産取得等事業向け	14,813	592	13,156	526
3月以上延滞等	659	26	619	24
取立未済手形	15	0	16	0
信用保証協会等による保証付	1,219	48	1,213	48
株式会社地域活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	661	26	550	22
出資等のエクスポージャー	661	26	550	22
重要な出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	9,651	386	9,548	381
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,277	51	1,277	51
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	874	34	876	35
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,123	204	5,019	200
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,412	256	6,105	244
ルック・スルー方式	6,412	256	6,105	244
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	45	1	45	1
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,179	287	7,140	285
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	141,654	5,666	138,082	5,523

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞ $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
国 内	331,154	322,800	183,631	179,879	83,873	87,122	—	—	842	1,169
国 外	11,416	12,416	—	—	11,416	12,416	—	—	—	—
地 域 別 合 計	342,570	335,217	183,631	179,879	95,289	99,538	—	—	842	1,169
製 造 業	38,060	37,509	24,510	22,959	13,500	14,500	—	—	44	42
農 業 、 林 業	83	87	83	87	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	58	43	58	43	—	—	—	—	—	—
建 設 業	14,357	14,141	13,858	13,542	499	599	—	—	184	253
電気・ガス・熱供給・水道業	7,502	8,050	3,099	2,951	4,399	5,095	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,021	2,228	108	114	1,902	2,101	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	14,862	14,220	9,823	9,182	4,959	4,958	—	—	32	88
卸 売 業 、 小 売 業	14,762	13,920	10,064	9,521	4,698	4,398	—	—	8	281
金 融 業 、 保 険 業	70,534	62,814	9,361	9,228	4,900	5,100	—	—	—	—
不 動 産 業	30,754	29,806	26,753	25,706	4,000	4,100	—	—	256	230
各 種 サ ー ビ ス	19,551	18,825	18,654	17,825	800	1,000	—	—	152	152
国・地方公共団体等	58,386	61,831	21,036	23,141	37,311	38,665	—	—	—	—
個 人	46,130	45,481	46,130	45,481	—	—	—	—	163	122
そ の 他	25,503	26,255	88	93	18,318	19,017	—	—	—	—
業 種 別 合 計	342,570	335,217	183,631	179,879	95,289	99,538	—	—	842	1,169
1 年 以 下	38,488	51,715	22,465	23,134	6,692	3,942	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	50,142	30,447	13,539	12,286	14,103	13,153	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	20,455	24,193	13,118	14,732	7,262	9,361	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	29,827	25,592	17,844	14,695	11,916	10,897	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下	42,853	51,786	30,360	29,283	12,493	19,802	—	—		
1 0 年 超	132,762	132,774	85,939	85,393	42,822	42,381	—	—		
期間の定めのないもの	28,040	18,706	362	354	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	342,570	335,217	183,631	179,879	95,289	99,538	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

9ページ「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製 造 業	81	92	92	70	8	41	72	51	92	70	17	0
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	47	129	129	92	25	26	22	103	129	92	3	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	8	7	7	13	—	—	8	7	7	13	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	246	411	411	677	—	13	246	397	411	677	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	459	159	159	157	270	3	189	156	159	157	56	—
各 種 サ ー ビ ス	199	179	179	155	1	0	197	179	179	155	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	89	100	100	94	1	1	88	99	100	94	—	—
合 計	1,132	1,080	1,080	1,262	307	86	825	994	1,080	1,262	77	0

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	95,164	—	85,294
10%	—	23,292	—	24,885
20%	6,707	59,260	9,415	61,829
35%	—	17,472	—	15,935
40%	—	—	—	—
50%	40,880	170	43,998	428
70%	—	2,003	—	2,003
75%	—	39,753	—	38,271
100%	6,103	51,112	4,267	48,260
150%	—	299	—	275
250%	—	349	—	350
その他	—	—	—	—
合 計	53,691	288,879	57,682	277,534

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入額を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ		信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
			令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー			3,336	3,340	17,558	18,965	—	—
1. ソブリン向け			—	—	824	773	—	—
2. 金融機関向け			—	—	—	—	—	—
3. 法人等向け			1,246	1,429	28	25	—	—
4. 中小企業等・個人向け			1,987	1,827	16,277	17,742	—	—
5. 抵当権付住宅ローン			12	10	57	62	—	—
6. 不動産取得等事業向け			43	45	17	10	—	—
7. 3月以上延滞等			0	—	121	78	—	—
8. その他			47	27	231	272	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ.投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	売買目的有価証券				その他有価証券で市場価格のあるもの									
	貸借対照表計上額		当期の損益に含まれた評価差額		取得原価(償却原価)		貸借対照表計上額		評価差額		うち益		うち損	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
上 場 株 式 等	—	—	—	—	642	531	625	497	△17	△33	52	27	70	61
非上場株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	642	531	625	497	△17	△33	52	27	70	61

(単位:百万円)

	その他有価証券で市場価格のないもの等													
	貸借対照表計上額													
	令和3年度							令和4年度						
上 場 株 式 等	—							—						
非上場株式等	1,296							1,296						
合 計	1,296							1,296						

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託の裏付資産として出資等のエクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等を含めています。

3. 非上場株式等には、信金中央金庫出資金及び非上場株式等を計上しております。

ロ.子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等
該当ありません。

ハ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	売却額		売却益		売却損		株式等償却	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
出資等エクスポージャー	942	850	43	25	△8	—	—	—

(7)リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,183	8,912
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末
1	上方パラレルシフト	8,914	9,215	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	44	34
3	スティープ化	7,755	8,061		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,914	9,215	44	34
		令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末
8	自己資本の額	14,327	14,797	14,327	14,797

(注) 金利リスク算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■ II. 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

地域密着型金融の取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、経営支援を要する取引先に対して、経営相談や課題解決等を通じて個社別の支援活動を行うとともに、地域の面的再生にも積極的に寄与することで地域社会の再生・活性化に貢献すべく取組んでおります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

中小企業者（個人事業主を含む）の経営支援に関する態勢につきましては、統括部署として本部に「企業サポート部」を設置し、中小企業診断士を配置するとともに、各営業店に「経営支援窓口」を設置し、お客さまの経営実態に即した経営支援が行えるよう態勢を整えております。また、平成24年11月5日付で経営革新等支援機関の認定を受け、お客さまに対して効率的かつ継続的に支援を行える態勢としております。

さらに、より実効性の高い経営支援を行うため外部専門家・外部機関との連携を積極的に推進し、経営支援態勢の強化を図っております。（令和5年3月末現在連携先…群馬県、伊勢崎市、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、群馬県信用保証協会、群馬県産業支援機構、群馬県中小企業診断士協会、群馬労働局他）

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

（1）創業・新規事業支援

ア. 群馬県産業支援機構、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、群馬県信用保証協会、日本政策金融公庫等と定期的に情報交換を実施し、創業・新規事業のニーズに応えられるよう努めております。

イ. 県の創業関連制度融資、日本政策金融公庫と連携した創業支援資金等の推進により、創業・新規事業の資金ニーズに応えております。

（2）成長段階における支援

ア. アイオー・ビジネススクール、新現役マッチング交流会、新入社員研修会、よろず支援拠点出張相談会、各種セミナーの開催等、お客さまの成長段階に合った経営支援を行っております。

イ. 事業性評価に基づき、お客さまの実態に即した経営支援を実施しております。

（3）経営改善・事業再生

ア. 群馬県中小企業活性化協議会、群馬県信用保証協会、群馬県中小企業診断士協会等と連携して、お客さまの経営診断を実施し、経営課題の抽出・改善策の策定等を提供しております。

イ. 取引先の経営改善計画の策定支援や、計画に基づく他行と協調した貸出金の条件変更に対応し、資金繰りの安定化を図っております。

ウ. 外部機関の専門的人材・ノウハウを活用し、個別案件に対応しております。

（4）事業承継

ア. 企業サポート部にて群馬県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して、「事業承継・M&A相談会」を定期的に開催し、中小企業者の事業承継支援に取り組んでおります。

イ. 日本政策金融公庫や群馬県信用保証協会と連携し、事業承継にかかる資金ニーズに応えております。

4. 担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

（1）経営者保証に関するガイドラインの取組み

「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

【令和4年度実績】

新規に無保証で融資した件数 …………… 2,357件

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 …………… 57.67%

保証契約を解除した件数 …………… 30件

なお、「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

（2）動産・売掛金担保融資（ABL）の取組み

動産・売掛金担保融資（ABL）につきましても、お客さまの資金需要に応えられるよう努めております。（令和4年度…11百万円融資実行）

5. 企業の将来性・技術力を的確に評価できる人材育成への取組み

事業再生・中小企業金融の円滑化に向けて、企業に対する目利き力及びコンサルティング機能の向上のために、中小企業診断士有資格者の増員を図っております。（令和5年3月末現在有資格者…5名）

6. 地域活性化に関する取組み状況

アイオー・ビジネススクール、新現役マッチング交流会、新入社員研修会、よろず支援拠点出張相談会、ビジネスマッチングフェア、各種セミナー・相談会の開催、アイオービジネスネット（ビジネスプラザ・アイオー商店街）の拡充等、事業者支援の仕組みを構築することにより地域の活性化に努めております。

総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

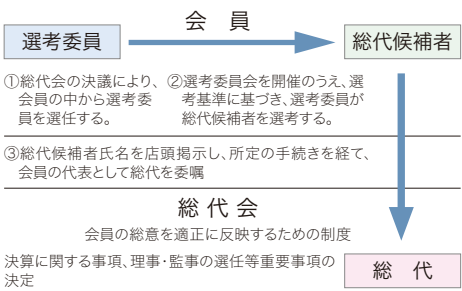
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

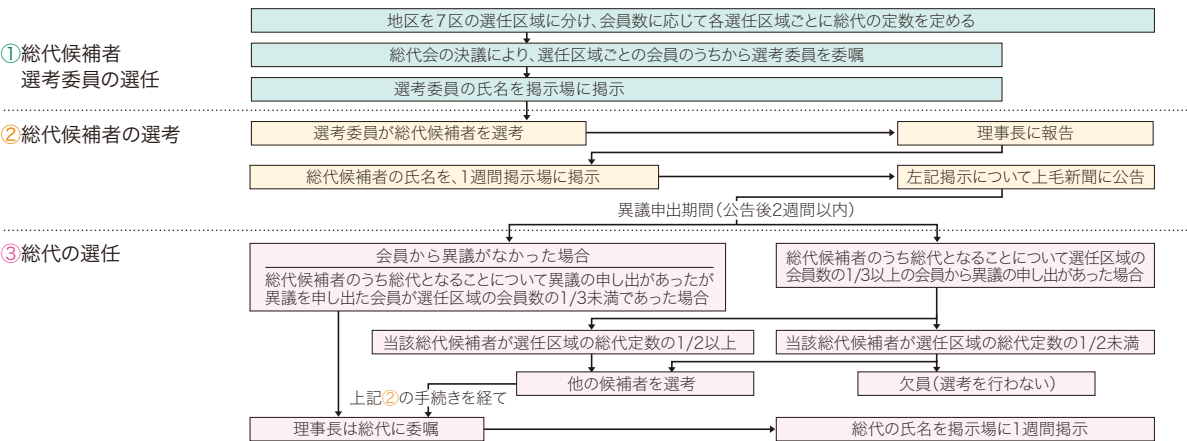
なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、100人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- なお、令和5年6月26日現在の総代数は121人です。
- (2) 総代の選任方法
- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。
- (3) 総代が選任されるまでの手続について



- 〈総代候補者選考基準〉
- 当金庫の総代を選考するにあたって、基準を次のとおり定める。
1. 資格要件
当金庫の会員であること
 2. 適格要件
(1) 総代として相応しい見識を有していること
(2) 良識をもって正しい判断ができる人であること
(3) 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
(4) 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
(5) 行動力があり、積極的な方
(6) 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
(7) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方



総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 88.4%、個人事業主 9.0%、個人 2.4%
年代別	70代以上 24.7%、60代 46.2%、50代 24.7%、40代以下 4.1%
業種別	製造業 34.4%、サービス業 21.0%、建設業 18.4%、卸・小売業 15.9%、不動産業 5.0%、運輸・通信業 2.5%、医療保健福祉 1.6%、電気・ガス・水道・熱供給 0.8%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

総代名簿

(令和5年6月26日現在)

第一区 (21名)	第二区 (20名)	第三区 (17名)	第四区 (20名)	第五区 (16名)	第六区 (14名)	第七区 (13名)
伊勢崎市	伊勢崎市・佐波郡玉村町・前橋市・高崎市・藤岡市	伊勢崎市	伊勢崎市	太田市	太田市	太田市・館林市・邑楽郡・桐生市・みどり市・足利市・本庄市・児玉郡上里町・その他地区
阿久津光康⑦、平野 正孝③、板垣 雅直④、細野 亨①、井野 富夫⑦、宮入 良明⑦、大沢 啓一⑧、矢内 信弘⑦、荻野 芳夫④、渡辺 元⑦、小倉 正志②、柏井 喜市⑥、上柿 敬一⑤、久保田昌子⑦、齋藤 利雄⑦、齋藤 昌彦②、須藤 哲男⑧、武井 大輔②、田中 誠一⑧、中島 建⑧、根岸由紀夫⑦	新井 邦彦②、武井 義夫④、石原 誠②、手島 章夫②、泉 哲雄④、細木 大亮⑦、梅田 浩行⑦、松崎 和男⑦、荻原 高志②、小野 岳彦④、金田 知浩①、川端 郁夫⑦、倉金 慶児②、栗原 利仁⑥、後藤 昌甲⑦、小林 克禎⑦、小林 利彦①、齋藤 元秀③、関根 一雄⑥	新井 衛⑥、渡辺 良之③、新井 龍一⑥、磯 雄司①、内山 修一⑦、岡部 洋行⑧、小保方英雄①、小林 宏⑥、提橋 了一⑧、鷹巣 修④、田澤 透④、萩原 宏昌①、蜂矢 可弥②、黨 文丸⑦、村岡 幹彦⑦、村田 隆英⑦、森田 高史④	赤石曉一郎④、長沼 宏泰③、天田 光俊⑦、宮澤 靖①、石川 純一⑦、細谷 康夫③、石川 剛弘①、松本 泰明④、小澤 弘⑦、川島 和美②、久保田一夫⑦、栗原 直貴⑥、齋藤 良明②、櫻場 弘美⑦、島田 秀男⑦、須田 友幸⑦、田島 康助③、田島 義文③、中里 盛人④	大谷 祐三①、栗林 紀昌①、小坂橋 勉③、小島 俊孝⑦、小平 稔④、小笠原尊正②、木村 剛②、佐藤 隆⑧、金井 光司⑦、清水 利彦①、斎藤 雅彦⑦、鈴木 信昭⑤、坂本 薫⑦、関口 誠一③、長南 清仁⑥、高橋嘉一郎⑦、野村 明裕⑥、塚越 英樹①、早川みちる①、津久井伸昭④、松本 徹⑦、中川 浩一⑦、茂木 豊次⑧、仲川 昌男⑦、横山 淳①、山崎 正紀②	石川 好伸⑦、井上 隆③、内山 聖一①、大久保克美②、木村 剛②、霜田 雅行②、西村 忠勝①、萩原 孝子②、羽柴 孝之⑥、星野 正義③、丸岡 聖史①、村田 茂④、渡辺 知宜②	新井 健一⑦、石川 雅之⑦、金井 俊行⑧、木村 克光②、木村 剛②、霜田 雅行②、西村 忠勝①、萩原 孝子②、羽柴 孝之⑥、星野 正義③、丸岡 聖史①、村田 茂④、渡辺 知宜②

※氏名の右の数字は、平成14年1月4日以降の就任回数を示しています。 ※敬称を省略させて頂きましたので、ご了承ください。

第102回通常総代会の決議事項

令和5年6月26日に第102回通常総代会が開催され、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

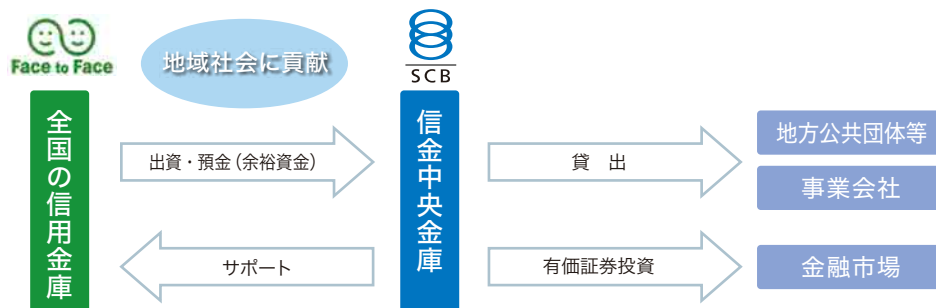
- | | | |
|-----------------------|--------------|------------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分案承認の件 | 第3号議案 理事選任の件 | 第5号議案 退任理事及び退任監事に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第2号議案 総代候補者選考委員2名選任の件 | 第4号議案 監事選任の件 | 第6号議案 定款第15条に基づく会員除名の件 |

信金中央金庫のご案内 ～ 信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立されました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



概要

(令和5年3月末現在)

証券コード	8421(東証上場)
資金量	36兆円
役職員数	1,258人
拠点数	国内 14店舗 海外 6拠点

外部格付

(令和5年3月末現在)

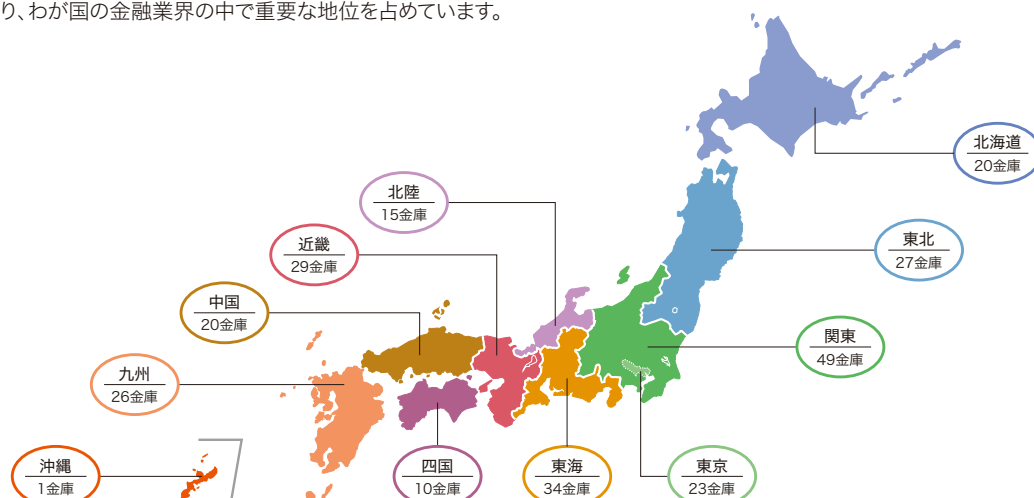
格付会社	長期
Moody's	A1
S&Pグローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

信用金庫業界のネットワーク

(令和5年3月末)

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、888万人を超える会員と160兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。



 アイオー信用金庫

発行日: 令和5年7月 発行・編集: アイオー信用金庫 経営企画部